

平成27年4月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間

2 計画内容

【育児をしていない労働者も含めて対象とする取組に関する事項】

目標	1	平成30年3月までに、社員全員の所定外労働時間を、1人あたり年間360時間未満にする。
----	---	---

対策	平成27年4月	所定外労働の原因の分析等
	平成27年4月～	管理職を対象とした意識改革のための研修を実施

【育児をしている労働者を対象とする取組に関する事項】

目標	1	平成27年度以降、男性社員の育児休業取得の促進を行う。
----	---	-----------------------------

対策	平成27年4月以降	実施に向けた課題整理・対応策検討
	平成27年10月～	社内報を活用した周知・啓発の実施